

官報

昭和二十九年四月十日

第十九回衆議院會議録第三十五号

昭和二十九年四月十日(土曜日)

議事日程 第三十二号

午後一時開議

第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

●本日の会議に付した事件

大憲法務大臣不信任決議案(加藤勘十君外百三十四名提出)

日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

午後三時三十分開議
○議長(堤隆次郎君) これより会議を開きます。

大憲法務大臣不信任決議案(加藤勘十君外百三十四名提出)
(委員会審査省略要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、加藤勘十君外百三十四名提出、大憲法務大臣不信任決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤隆次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしものとします。

大憲法務大臣不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。中村高一君。

大憲法務大臣不信任決議案
大憲法務大臣不信任決議案
本院は、法務大臣大憲健君を信任せず。

〔中村高一君登壇〕
○中村高一君 私は、社会党を代表して、ただいま上程せられました社会党

阿派共同提案の法務大臣大憲健君不信任案の提案の理由を説明いたします。(拍手)

まず決議の案文を朗読いたします。本院は、法務大臣大憲健君を信任せず。

〔拍手〕
趣旨弁明に入る前に一言申し上げたいことは、本決議案を提出いたしましたのは三月二十五日であり、本日までに実に十六日を経てようやく上程せられるに至つたことでもあります。大臣の不信任案は内閣の構成に関することであり、すみやかに上程して審議することが国会の慣例であります。(拍手)内閣は連帯して国会に対し責任を負う内閣法の精神からして、国会こそ内閣に対する最高監督機関であります。与党の諸君や改進黨の諸君が、本決議案を、党利党略によつて、延期に延期を重ね引延ばして来たことは、国会の有する権能をみずから軽んずるもので、まことに遺憾千万であります。(拍手)

決議案の趣旨弁明をいたします。相次いで提出いたします汚職疑獄事件は、まったくどろ沼のごとくにさらに拡大発展の模様を呈しておりまして、事態はまことに遺憾千万であります。吉田首相はしばしば「綱紀肅正を口にしておる」のでありますが、吉田内閣

度と綱紀の紊乱した内閣はかつてありません。(拍手)大臣と与党の幹部が連日捜査線上に名を出すがごとき不始末で、吉田首相を初め大臣諸公は国民の前に恥ずるところがないかどうか。事件の徹底的な精査は国民のひとしく要望するところであり、われわれのまた望むところでもあります。司法権の公正なる発動に期待するまた大なるものあり、司法の元締めであります法務大臣の責任もまたきわめて重大であります。しかしながら、大憲君はこの重責を担当する法務大臣として遺憾ながら不適格者であります。(拍手)

検査庁法によりするならば、検査官の事務に關して検査官を一般に指揮監督することが法務大臣の責任であり、また個々の事件の取調へまたは処分については検査官の最高指揮監督者であることができるとありますが、いづれにしてもこの点においては、他の大官に比して一層厳正公平に、司法の番人としてふさわしい行動をとることが職務上の義務であります。(拍手)大憲君は、みずからの行動を顧みて、この重要な地位に恥ずることがないかどうか。部下多数の検査官をはたして指揮監督する資格があるかどうか。

大憲君が法務大臣に就任をいたしましたとき、世間では、あまりに似つかわしくない大臣であると、奇異の感を抱いたのであります。が、杞憂は事実となつて現われて来たのであります。はたはたせるかな、海運、造船、日平産業等の疑獄事件に關連して国会の論議の的となり、その清節を疑われております。すでに新聞紙上に、大憲君は関係事件について部下の検査官から取調

べを受けたことが報道せられておりますが、記者の問いに對しまして、事情を聴取されたというなら、そう思われてもかまわない、一切は検査当局から聞いてもらいたいと答えております。しかし、私は不明瞭なる事実で大憲君を責めようとは思わない。大憲君自身が認めておられます事柄でその責任を追及するのであります。

まず第一は、三月十九日の予算委員会において、佐竹晴記君の質問に對しまして、あなたは病中書面をもつて回答せられ、井本刑事局長が代議をいたしておりましたが、それによると、本年一月十三日、赤坂の料亭中川で、山下汽船の会長山下太郎君と酒席をとまにいたしておりました。この点大憲君も認めておられますが、しかし、この一月十三日が問題となるのは当然でありまして、その一週間前の一月七日には、同じ山下汽船の専務吉田二郎、監査役の青柳太郎の両君が逮捕されております。二日後の一月十五日には社長横田愛三郎君が引續いて逮捕せられておるのであります。その間におきまして、法務大臣と疑獄の会社の者とが待合で会食するなどということが、はたして許されることでありましょうか。(拍手)

ある新聞は、法務大臣の精神状態を疑いたくなると極論をいたしております。大憲君は逮捕の側に立つ検査の指揮監督者であり、相手の会社は重役が相次いで検挙されつづの最中でありまして、これを綱紀の紊乱と言わずして何でありますか。(拍手)

佐竹君は予算委員会におきまして述べておられますが、その言葉があまりに適切でありますから、これを引用するのであります。おまわりさんが亭

昭和二十九年四月十日 衆議院會議録第三十五号 犬養法務大臣不信任決議案

主をひつぱつておいて、今度は家内とどこか飲食店で飲食してごらんない、そのおまわりさんは首でして。拘捕事であるいは警察官などが取調べ中の被疑者の親戚と料亭あるいは待合で会合などいたしましたならば、それだけでこれは首になりまして。と質問をいたしておりますが、まったくその通りであります。(拍手)しかし、その点に關しまして犬養君は弁明をいたしておりますが、何と弁明をしておるかという、その点について、犬養君は「踊りの会の切符と松の屋のまんじゅうを入手したかつたため、だと仰うております。(拍手)しかし、踊りの会の切符やまんじゅうを入手するのは法務大臣のお役目ではございません(拍手)そんなことは女中か青年のやることであつて、法務大臣が待合へ切符をもらいに行くなどというようなばかなことが許されたら。この点からしても法務大臣たる資格はありません。當時同じく犬養君は答弁をいたしておりますが、その中に「二、三日後に横田社長が検挙され、さらに事件が発展して後、世に喧伝されたような疑獄の事件にならうとは、まったく予想もつかなかつた次第です」と答えているが、これが検察の元締めであるところの地位にある法務大臣の答弁ですか。(拍手)もし真実とすれば、うかつ千万でありまして、この点からも法務大臣たる資格はありません。だが、犬養君が中川における会合は、山下との一月十三日に限らず、八月、九月、十二月と、浦賀ドックの多賀社長らと数回に及んでおりまして、この時期は、今回の海運造船疑獄発覚の端緒となりました森脇將光君の猪股功に対する告

訴事件が進展をいたしまして、このために、十二月十七日には志賀米平が、十二月二十三日には猪股功が起訴せられ、すでに海運造船疑獄の全貌が明らかとなり、重役検挙の重大発展に入らんとする時期で、法務大臣が知らぬ存ぜぬなどというようなことは断じてあり得ないはずであります。(拍手)浦賀ドックの常務小田千万木君も二月八日には遂に逮捕せられております。さらに許しがたいことは山下汽船の山下会長と専務及び監査役が検挙の翌日、所もあろうに法務大臣室において、あなたは山下太郎と会見するといふようなことは、首へびにおじずというか、大胆不敵と言わなければなりません。(拍手)これに対する書面回答を讀むと、重役検挙の報告を受け、一部重役が浮上しをやつて、「二三日前に検査されたというので、あなたが関係ないならそのまゝにせよと、あなたは答えておられますが、かくのごとき指示をいたすことも奇怪しくであります。法務大臣として明らかに職務逸脱であり、綱紀の紊乱であります。(拍手)

以上は、いずれも犬養法務大臣の書面による答弁書に基くものであります。が、中国のことわざに、李下に冠を正さず、瓜田にくつを入らずという言葉があります。犬養君の行動は、中園式に習うならば、李下に冠を置き忘れ、瓜田にどろづつの跡を残したたぐいでありまして、これだけの事実でも犬養君に退陣を求める理由は十分であります。さらに、日平産業の問題についても、予算総会において佐竹晴記君から犬養君は質問を受け、宮嶋社長から多額の現金を受けた事実を追究されております。この論議のあつた数日後には宮嶋社長もまた逮捕せられております。これは、御承知の通りであります。しかし、この点については与党の諸君から懲罰の要求が出たのであります。が、何ゆゑか、諸君は懲罰の要求は當時取下げになつておるのであります。(拍手)事実がないならば、大臣諸公の名譽に關することでありまして、懲罰においてあくまで争うべきであるにもかかわらず、遂に取下げをいたしたのであります。これで犬養君の潔白はまだ証明をされておられません。日平の宮嶋社長は、犬養君との間は俗に言ひ幾兄弟だとみずから稱しておるのであります。宮嶋社長もすでに逮捕せられて、全部ばらしてしまつたと囁き合つておるのであります。が、この宮嶋社長も、彼は、検挙に際しまして、犬養さんは遊び友達で、二人で銀座のダンス・ホールに出かけたり、赤坂などの料亭で五、六回飲んだことと語つておられます。また、法務大臣を遊蕩陪飲しております。(拍手)事実とすると、国民に腐生生活をしてゐる内閣の閣員にあるまじき行為であると言わなければなりません。(拍手)

次は有田二郎君の逮捕状請求に關してであります。が、犬養法務大臣は検挙を事前に漏らした疑いを受けたり、(うそを言ふな)と呼び、その他免官する者多し。あるいは逮捕状の諸語を求めるにあたりまして、法務大臣としての職責をあなたは果してゐるかどうか。検察の最高責任者として、当然無条件の承諾を求めるため、与党たる自由党に對してはもちろん、国会に對して最善の努力をすべきが当然であるにもかかわらず、国会において十日間もさらしものになされて、の機会を与へ、(免官する者多し)無為無策、これを放任して、(拍手)遂に国会において多数を頼んで捜査権を妨害する意圖に出でまして、(免官する者多し)前例のない一週間の期限を付せられ、訴訟法規を無視した決議のため、これが裁判所に認められずして国会の權威を傷つけ、国会においては多数を頼んで捜査権を不当に制限する愚例を残したのであります。(拍手)しかも、犬養君は当日、みずから採決に當つて賛否の態度に迷ひ、一旦入つた議場から逃げ出して投票を棄權し、法務大臣としての職責から逃避して、与党の横手に屈服する醜態を演じたのであります。(拍手)さらに、檢察側の勾留延長の請求が裁判所に認められず、取調べの途中において有田君釈放のやむなきに至り、檢察當局をして取調べに一大支障を來したと慨嘆せしめる結果となり、また釈放せられた有田君をして、部下檢察官を、しつて私憤をまじえて侮辱罵倒せしむるに至り、一般檢察官に威圧を加へ、側撃を与へたことも、法務大臣の不手ぎれであつたと言わなければなりません。(拍手)

さらにまた、第三次の岡田、關谷兩議員の逮捕と加藤武雄君參議院議員の逮捕諸語に關しまして、法務大臣の行動は公正な態度を疑わしめております。(拍手)新聞紙の報道によれば、五日の檢察會議では三名に對し同時に逮捕要求をすることを決定したものを、同日午前十時半ごろ佐藤檢察總長を招き、衆參兩院の議院運営委員會で同時に説明することは困難だといつて、圧迫を加へ、その間二回にわたり緒方副總理と会見、打合せの上、井本刑務局長をして加藤參議院議員の逮捕要求を延期せしめるに至つたのであります。(拍手)逮捕要求提出前に一々政府と打合せの上その了解工作を行つたこと、法務大臣で今後政府の大官検挙のごときはとうてい不可能だと言わなければなりません。(拍手)これがため、犬養法務大臣は、佐藤檢察總長からすみやかに上程するよう催促の要求を受けたことも、これまた報道されておまして、まことに重ね重ねの醜態でありました。(拍手)この檢察總長の催促の中には、犬養法務大臣は早く退陣せよとの部内の声が含まれておることを忘れてはなりません。(拍手)

吉田内閣歴代の法務大臣は、不幸にしていづれも問題を起してあります。大橋法務大臣は二重罪事件について、また木村法務大臣は党友会事件について栗田代議士から告訴まで提起せられ、目下行政監察委員會に提訴せられておりますが、今また犬養法務大臣が疑獄問題を起しておるのであります。かくのごときは吉田内閣の司法權輕蔑のそしりを免れることは断じてできません。(拍手)

今や、法務大臣と料亭に酒食をともした海運造船の重役諸君はいずれも周囲の人となり、小吏刑務所においでたたりなき法務大臣を恨んでおります。このこと、ひとたび犬養君は便々として司法の榮耀にとどまつてあります。道義を忘れては政治の存在はありません。疑獄事件の発覚前に犬養君はみずから退陣をせられるのがよかつた。惜しむらくは時機を失した感があります。政界浄化のため、国会の威風を高めるためにも、事件の摘発は断じ

昭和二十九年四月十日 衆議院會議録第三十五号 大憲法務大臣不信任決議案

て中止すべきではございません。この任務は、部下の限りなき信頼と、国民大衆の信頼と支持を受け得る者こそな

し得る仕事であります。重ねて言うが、遺憾ながら大憲法はその任ではあり

ません。(拍手)司法の威信と国会の權威保持のため、すみやかにその職を

しりぞけ、きことを要求して、提案の説明を終ります。(拍手)

○議長(橋本虎三郎) ただいまの中村君の発言中、もし不適當の言辭があり

ましたならば、速記録を改訂の上、適當な措置をとることにいたします。

〔発言する者多し〕

○議長(橋本虎三郎) これより討論に入ります。押谷富三君。

〔押谷富三君登壇〕

○押谷富三君 私は、自由党を代表して、ただいま提案されております、大憲法務大臣に対する不信任案につき断

固反対の意見を表明せんとするものであります。(拍手)

おおよそ、一國の大憲宰相に対する不信任案のごときは、その結果のいかんを

問わず、提案することそれ自体によりまして、國の内外に相當大きな影響を

及ぼすことを考へて、あらなければなら

りません。従ひまして、かような大きな

波紋を起し、重大な影響を及ぼす不

信任案については、特に慎重な上にも

慎重な態度をもつて、その事実の真実

性と価値判断に絶対誤りなきことを期

して、あらなければならぬのでありま

す。(拍手)單なるデマや、あたひの知

れないメモなどを取上げて、荒唐無稽

のデマを列挙して大臣に対する不信任

案を提出せんとするがごときは、天

であると云わなければなりません。(拍手)

この提案の理由説明を聞いておりま

す、有田議員連捕請要求に關する

法務大臣の責任を取上げておられる

ありますが、この問題に關しては、去

る三月六日の本院における鈴木義男

議員の緊急質問に對して、緒方副総

理と大憲法務大臣からきわめて明快

な説明がありましたので、ここでは重

ね申上げませんが、ただ一言言わな

ければならないことは、鈴木議員の

質問に、さらに驚愕すべきことは緒

方副総理以下司法権を干犯せんとす

るとき決議に賛成投票した關係の責

任を問うと言つておられるのであり

ます。こうして期限付の逮捕請要求

の賛成投票をした關係の責任を追及

しておりますが、これと同じケース

の問題で、昭和二十三年第二國會に

おいて、本院に對し議員原佐吉の連

捕請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

賛成投票をした關係の責任を追及し

ておりますが、これと同じケースの

問題で、昭和二十三年第二國會にお

いて、本院に對し議員原佐吉の連捕

請要求がありましたが、そのときは

鈴木議員は、司法大臣として議選の

委員會に出席しておられまして、當

時が、山口議員の質問に答えて、こ

う言つておられるのであります。こ

うして期限付の逮捕請要求の決議に

官 報 (号 外)

障あるがゆえに、議員は何を言つてもよいとか、どんな迷惑をかけてもよいなどというような切捨てごめんの治外法権的な言論の自由を手与えたのでありません。この自由にはおのずから限界があります。それは、政治家としての正しい良心と正しい良識によつてその限界を判断しなければならぬのであります。最近とく／＼として流行しているあのメス発言のごときは、明らかにこの限界を越しているものであり、最も憤るべきものであります。て、かかるといふ試合的な暴露戦術は、お互いの品位を傷つけ、国会の威信を失墜せしむる以外の何ものでもありません。(拍手)また、同時に、この種の発言から生れるデマの集積は、やがて国民大衆の議會政治に対する不信を買ひ、国会否認の思想に達するのであることを考へてもらなければなりません。重大なる民主政治の危機であります。諸君はこれを考へて、院内における言論の秩序を確立するに、特に諸君の猛省を促したのであります。(拍手)

が、この手術は専門家にまかせたらよろしい、すなわち、厳正公平なる司法の活動こそ議會政治の尊厳と民主政治の保持の唯一の頼みであると思ふものであります。公正なる司法の活動のためには、最も正しい有能な法務大臣の指揮監督が望まれるのであります。われ／＼は、この重大なる民主政治の危機に當面して、犬養毅法務大臣のごとく高尚なる人格者の公正受当な処置を深く期待いたしておる次第であります。(拍手)

○議長(橋本虎三郎) 古屋貞雄君。
○古屋貞雄君 古屋貞雄君。
古屋貞雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりました犬養毅法務大臣の不信任案に對しまして賛成討論をなさんとするものであります。(拍手)

件は、政治権力と財力と官僚とがたゞ結びつきまして、国民の血税でございまして、その國家の財産を計画的に盗み取つておるという、近來まれに見る特異な重大事件であるのでございす。(拍手)しかして、かかる歴史的な疑獄事件は占領政策の落し手でございまして、すなわち、賄賂主義、宴會政策に基因することになりなまがたい事実ではございまして、その直接の原因は、利益のために国民生活はおろか民族の発展を犠牲にするものであります。資本主義政策を一枚看板とする吉田内閣の横暴の悪政の結果であると考えます。(拍手)すなわち、アメリカの國際資本主義と、これに協力する買弁資本家と、その代弁者である吉田自由党内閣の末期の醜状そのものであります。と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)わが國の勤勞大衆は苛酷な要求に苦しみ、数百万の戦争犠牲者と失業者等は、耐乏生活どころかその日の生活に窮し、名状すべからざる悲惨な状態に追い込まれておるのであります。しかも、このとき、数百万圓に上る血税を、政治家と資本家と官僚とが結託して盗み取り、これを山分けをいたしまして、きよ／＼は築地に、あしたは赤坂にと、酒池肉林の間に湯水のごとく浪費する状態は、断じて許すべからざるどころであつて、その罪はまさに万死に値するものとあると考へざるを得ないのであります。(拍手)

今や、八千万國民は、これら汚穢事件を徹底的に鞭撻糾弾いたしまして、國民に事件の真相が究明せられ、各界が根本的に肅正せられんことを強く要望し、公憤をもつてその結果を見守つておるのであります。保衛隊に對しましては、全國から、あるいは激勵の手紙、あるいは金までも入れて、いたいた少女が為替までもこれを同封して激勵をいたしておる姿は、これすなわち、今回の事件を徹底的に鞭撻糾弾してもらいたいという國民輿論の現われでなくてはならないと考へますか。(拍手)従ひまして、この汚穢事件の糾明が不徹底に終つたり、こゝにはかりがつかかた、大きい魚が逃げてその責任をのがれ、正直者がばかを見、まじめな者が損をする、ごとき結果に立ち至りまするならば、國民の憤激は税金不納同盟運動となり、また政党に対する反響あるいは不信が強力に推し進められることは、まことに火を見るよりも明らかでございす。ひいては議會制度否認の思想が全國内を風靡するのであります。その結果暴力革命が推進せられ、これは國民憤激の爆発となり、遂にはかつての惨劇が行われましたかの二・二六事件のごとき問題が、すなわち流血をもつて国会の殿堂が塗りつぶされる、ごとき不祥事が発生するやもはかりがたいのであります。われ／＼は、かかる暴力革命を心より憂へるものであります。われ／＼は、民主主義政治の理想的運用に努め、暴力革命とその残虐より國民を守り抜かねばならぬ。議會制度を通じて、國民生活の安定と民族の限りなき幸福をはからねばならぬのであります。これがためには、政党派を超越いたしまして、國家的立場からみずから進んで政府の肅正を實行し、役人は公僕といたしまして公僕精神に徹し、國民の要望でありますところの各界の肅正を断行しなければならぬのであります。もしそれ、國政の運用を指導いたします

立場にあるところの政党が、党利党略のために、政界の肅正はもちろ／＼疑獄事件の捜査に協力せず、かえつて妨害をなす、ごとき行為をあえてなすことあらんか、これ天下の公党にあらすして徒党の集團なりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

なか／＼最も緊要なことは、司法権の独立とその公正なる運用でなければなりません。すなわち、目下捜査中の一切の汚穢事件に對して、事件の核心に深くメスを差入れまして、事の真相を徹底的に究明し、責任の所在を明確に、今後かかる不祥事件の再び起らんことを防止するとともに、國民をして司法に對する絶大なる信頼を高からしめなければならぬ。従つて、今回の事件のときは司法部の手中にゆだねられておると言つても過言ではございせん。國民はあげて厳正公平な司法部の活躍に信頼をし、絶大なる期待を持つておるのであります。ところが、政界等の一部にありましては、いた／＼にその処罰を免れんことにこれ努め、はては、権力と財力等を利用して害を加へんとおるのであります。よつて、司法部の最高責任者である犬養毅法務大臣は、身を持つること謙虚にしてかつ公正、下僚の信頼を高め、職員も上下不離一体となりましてその機能を十二分に発揮し、いかなる妨害も圧倒して事件の糾明に當らなければならぬと存するのであります。しかるに、犬養毅法務大臣は、下僚檢察官があらゆる捜査の妨害に抗しまして、あらゆる悪案件を克服いたしまして、涙ぐましい良剣をもつて、広

況にして複雑な事件と取組み、身を挺して捜査に従事してゐるにかかわらず、特に難事件のごときは職務のため生命を失ふことが悲愴な実情にあるとき、その苦しみと責任、ひと法務大臣のみは、天下の待合であるところの中川にだけ込んで、多数の若者をあげて遊覧するがとき、無責任はなほだしい行為であると言われればならぬのであります。(拍手)しかも、その料亭において遊覧いたしました主人役が、当時すでに家宅捜査を受け、その会社の重役が二人までも逮捕されておる山下汽船の会長であるに至つては、ただく驚くのはありません。(拍手)しかのみならず、その翌日社長横田氏が逮捕せられ、造船汚職事件の捜査の中心をなした横田メモ、吉田メモが同会社より発見せられた事実に至つては、まことに言語道断の限りであると断せざるを得ないのであります。(拍手)それはかりではあります。大憲法相が御自分から認められてゐるやうに、昨年の四月選挙の際に、この山下汽船の社長であり、すでに起訴せられておる山下会長より……

「発言する者多し」

○議長(堤隆次郎君) 静粛に願います。

○古原貞雄君(純) 金二十万円を受取つたといわれておる。その事案自体は重大でございます。(拍手)しかも、事件の捜査の対象となるものであることも、待合中川における会合のごときは、いづれも山下汽船の事件のみみ消しのために会合をしたのではなかつたかと疑義を抱かざるを得ないのであります。(拍手)いかに法相が弁明いたしましても、国民の常識から考へても……

さうに断せざるを得ないのであります。(拍手)しからば、大憲法相は、今次の疑獄事件判明の最高責任者である法務大臣といたしまして、まつたその資格を欠くものであると断せざるを得ないのであります。

右の事実に対しては、大憲法相は、予算委員会における私の質問に対しては、踊りの切符とまんじゅうを買つたためであり、たゞく山下汽船の会長と出合つて冷たいものを飲んだのみであると言つておる。さらに佐竹委員の質問に対しては、冷たいものを飲み、芸者二、三いたにすぎない遊興をしたのではないと弁明しておる。皆さん、芸者がおつて、天下の待合で酒を飲んでおつたことが遊興でないといふやうなことを言われても、国民だれ一人も信用する者はないのであります。(拍手)従つて、かやうな子供だましの答弁では、おそらく国会のあなた方もこれを承服はしないでしょう。もちろん国民は絶対に承服できません。以上のごとき数々の深い疑惑を解くことは絶対にあり得ないのであります。

以上の法相の珍妙な答弁は、新聞紙上に取上げられて有名になり、まんじゅう答弁といつて世の嘲笑を買つております。(拍手)政治家が白を黒と言ひ、黒を白と言ひ、あいつ珍答弁をしなければならぬと、世間では話題になつて、おまたにおいては御承知の通り、嘲笑されております。かかる不謹慎な、国民をばかにいたした答弁こそ、は、破邪顯正をモットーとする司法部の長である法務大臣の答弁をいたしましては断じて認容できないのであります。(拍手)私は、ここに、あえて白

樺派の同人でございまして大憲法相に對しては、率下に冠を正さずといふ金言をどうぞ一度思い出してお考えたいことを進言するのであります。

さうに、大憲法相は、今次事件の捜査が昨年の春提起せられました森脇君の告訴に端を発して、捜査の結果、被告訴人志賀あいは猪股は、昨年の十二月中にすでに起訴されております。昨年の七、八月ごろは、造船汚職に対する檢察官の捜査は相当広範に進展してございまして、法相自身は該事件の全貌を知らないはずはないのであります。従ひまして、後日浦賀船渠会社が捜査の対象となるくらいのことには予知しておられたことは、これまた當然の帰結でなければなりません。しかるに、大憲法相は、問題の外航船舶建造利子補給法案等の審議の當時より、計圖造船によつて各会社がその割当に狂奔いたしております。昨年の七、八月の間に、浦賀船渠の多賀君あるいはその他の人々とは、待合中川で遊興しておるのであります。その後浦賀船渠の小田常務は逮捕せられ、すでに起訴されておるのであります。かくのごときはまことに不可解な行動であつて、国民の大臣に対する疑惑といふものは、いよいよ深められるに至つたのであります。かかる事実を徴するに、これまた大憲法相は法相としての資格がないと断せざるを得ないのであります。(拍手)もしそれ、造船汚職のごとき組織的な大がかりな事件を、大憲法相の弁明のごとく、当時全然承知しておらなかつたということが事実でございしますならば、大憲法相は、法相とは名のみであつて、これら

の運動資金であるかどうかの点に置かれておるが、さらに贈収賄罪あるいは公選違反とかと掲載されておる。今、今次汚職事件の捜査がいよいよ二界の……

「発言する者多し」

○議長(堤隆次郎君) 静粛に願います。

○古原貞雄君(純) 幹部職に及ぶ段階に突入いたしまして……

「時間だ、くくと呼び、その他発言する者あり」

○議長(堤隆次郎君) 古原君に申し上げます。申合せの時間が参りましたから、結論をお急ぎください。なお、発言の終らなかつた部分の原稿は、議長にお申出があれば会議録に掲載することといたします。

○古原貞雄君(純) 多数の政界人にももちろん、大憲法相自身下僚の取調を受けることが必至となつた旨を報じております。この報道真なりとするならば……

「発言する者多し、議場騒然」

○議長(堤隆次郎君) 静粛に願います。

○古原貞雄君(純) 今後の捜査につき法務大臣の断固たる決意と、下僚檢察官に対する指揮監督がいよいよ緊要となつて来たのであります。しかるに、この重大な時期に際し、疑惑に包まれた大憲法相自身、以上の事件について被疑者として下僚に取調を受けるがごときことがあります。ならば、法相の下僚に対する指揮監督は困難となり、その結果は、司法権の独立と、その公正にして厳正なる運行は断じてできません。よつて、大憲法相に對しては即時辞職すべきものであると勧告いた

昭和二十九年四月十日 衆議院会議録第三十五号 大憲法相大臣不信任決議案

昭和二十九年四月十日 衆議院會議第三十五号 犬養法務大臣不信任決議案

します。われ／＼は、犬養法相が事件の推移を明察されまして、みづから司法権の健全化と国民の疑惑を解くために辞任されんことを信じて……

○議長(橋本虎次郎君) 古原君、結論をお読みください。

○古原眞雄君(徳) かつ、その実施の早からんことを期待いたしておりました。いままたそのことがないのを遺憾と存じます。もしそれ犬養法相においてすでに辞任の意を固められ、しかもその辞任が吉田内閣瓦解の動因となつたり、はたまた自由党に対する国民の反感をおそれるの理由によるものであるとするならば、これ党利党略のために司法権の独立を蹂躪するものであつて、断じて許すべからざるの態度であると云わなければならぬのであります。

われ／＼は、犬養さんに対する私情をいさしましては、まことに忍びがたいのでございます。しかしながら、公人として泣いて罵詈雑言を切るの決意のもとにその理由を陳列いたしまして、犬養法務大臣不信任決議案に対して賛意を表明するものであります。(拍手)

○議長(橋本虎次郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。加藤勲十君外百三十四名提出、犬養法務大臣不信任決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。

○議長(橋本虎次郎君) 投票開始はあり

〔各氏投票〕
〔参事氏名を点呼〕
○議長(橋本虎次郎君) 投票開始はあり

ませんか。——投票開始なしと認めます。投票開始。開票、開議。

投票を計算いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○議長(橋本虎次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

橋本 龍伍君 花村 四郎君
濱田 幸雄君 濱地 文平君
林 漢治君 林 付雄君
原 健三郎君 原田 憲三君
平井 義一君 平野 三郎君
福井 勇君 福田 超次君
福田 照泰君 福田 一君
福田 喜東君 福永 健司君
藤枝 泉介君 船越 弘君
船田 中君 降旗 徳弥君
保利 茂君 坊 秀男君
星島 二郎君 堀川 恭平君
本多 市郎君 本間 俊一君
前尾 三郎君 前田 正男君
牧野 實繁君 益谷 秀次君
増田 甲子七君 松井 豊吉君
松岡 俊三君 松崎 朝治君
松田 鐵蔵君 松永 傳吉君
松野 頼三君 松山 義雄君
三池 信君 三浦 實之助君
三和 精一君 水田 三喜男君
南 好雄君 宮原 幸三郎君
村上 勇君 持永 義夫君
森 清君 森 幸太郎君
八木 一郎君 安井 大吉君
山口 久二郎君 山口 好一君
山口 六郎次君 山崎 岩男君
山崎 謙君 山崎 猛君
山田 彌一君 山中 貞則君
山本 勝市君 山本 正一君
山本 友一君 吉田 重延君
吉武 恭市君 渡邊 良夫君
有田 喜一君 五十嵐 吉蔵君
池田 清蔵君 岡部 得三君
加藤 高蔵君 楠本 省吾君
小泉 純也君 小島 徹三君
齊藤 徳三君 篠本 一雄君
志賀 健次郎君 椎瀬 三郎君
白濱 仁吉君 鈴木 幹雄君

高瀬 傳君 中野 四郎君
廣瀬 正雄君 古井 喜藏君
吉屋 菊男君 本名 武吉
町村 金五君 松村 謙三君
三浦 一雄君 三木 武夫君
栗山 博君 吉田 安次
早瀬 博三郎君 只野 直三郎君

第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
○議長(堤康次郎君) 日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付案)を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
右の段から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年四月九日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎君

附則
公布の日
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律百八十一号)附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2 軍人であつた者のその在職期間内における負傷又は疾病に因しては、第七条の改正規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

3 恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具療疾の状態にある者について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合に於いては、同法第七条中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、同法第十一條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4 昭和二十九年十二月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年一月及び同年四月の二期にそれぞれその額の三分の一及び三分の二を支給し、昭和三十年一月一日から同年三月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年四月に支給する。

5 この法律による第三十四条の規定の改正によりこの法律の施行と同時に、昭和二十九年四月一日前に死した軍人又は軍人であつた者に支給する権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十二項但書中「支給すべき遺族年金の下」及びこの法律の施行の際(死亡した者の死亡の日)がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日)に、遺族年金の支給事由と同一の事由により、軍人又は軍人であつた者の遺族たる者(以下「公務扶助料」といふ)を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金を加へる。

附則第十四項中「同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たる者による扶助料(以下「公務扶助料」といふ)を同一の事由による公務扶助料に改める。

附則第十八項に後段として次のように加へる。

この法律の施行後、軍人又は軍人であつた者の遺族たる者による遺族年金の支給を受ける権利を有するに至つた者で、この法律の施行後その者が当該権利を有するに至るまでの間に、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があつたものについても、同様とする。

附則第二十四項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

○議長(堤康次郎君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十一分散会

出席閣僚大臣
法務大臣 大藏 健君
出席政府委員
厚生政務次官 中山 マサ君

朗読を省略した報告
去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 生田 宏一君
地方行政委員 山本 正一君
外務委員 滝井 義高君
大蔵委員 野田 卯一君
宇都宮總務局長 小西 寅松君
文部委員 福田 勉夫君
厚生委員 山中 貞則君
郵政委員 石村 英雄君
経済安定委員 尾関 義一君
議院運営委員 武田 信之助君
中村 英男君 小林 信一君

去る八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 山本 正一君
地方行政委員 生田 宏一君
外務委員 石村 英雄君
大蔵委員 宇都宮總務局長
野田 卯一君 武田 信之助君
尾関 義一君 山中 貞則君
厚生委員 滝井 義高君
郵政委員 石村 英雄君
経済安定委員 小西 寅松君
議院運営委員 小林 信一君 中村 英男君

昭和二十九年四月十日 衆議院會議第三十五号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(参議院回付)

昭和二十九年四月十日 衆議院會議録第三十五号 議長の報告

一、昨九日労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 井堀 繁雄君(理事井堀繁雄君去る七日委員辞任につきその補欠)
一、昨九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
山田 彌一君 池田正之輔君
法務委員
庄司 一郎君 松永 東君
外務委員
大蔵委員
尾田 義一君 武田信之助君
野田 卯一君 山村新治郎君
厚生委員
中山 マサ君 井堀 繁雄君
農林委員
水産委員
降旗 徳弥君
郵政委員
福田 越夫君 安藤 覺君
宇都宮徳馬君
厚生委員
降旗 徳弥君 岡 良一君
農林委員
山村新治郎君
水産委員
中山 マサ君

郵政委員 尾田 義一君
電気通信委員 庄司 一郎君
労働委員 井堀 繁雄君
建設委員 山田 彌一君
経済安定委員 武田信之助君
決算委員 古井 喜實君
一、去る三月二十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
大蔵法務大臣不信任決議案
加藤勘十君外百三十四名
一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。
厚生年金保険及び船員保険交渉法案
学校給食法案
一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。
学校給食法案(内閣提出第一四〇号) 文部委員会 付託
厚生年金保険及び船員保険交渉法案(内閣提出第一三九号) 厚生委員会 付託
一、去る八日参議院に送付した条約は次の通りである。
国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件
一、去る八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
地方税法の一部を改正する法律案
入場譲与税法案
消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
医療関係審議会設置法案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件
入場税法案
一、昨九日内閣から提出した条約は次の通りである。
通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件
一、昨九日議員から提出した議案は次の通りである。
最低賃金法案(井堀繁雄君外六十三名提出)
最低賃金保障金融公庫法案(井堀繁雄君外六十三名提出)
最低賃金法案(和田博雄君外四名提出)
最低賃金保障金融公庫法案(和田博雄君外四名提出)
一、昨九日委員会に付託された条約は次の通りである。
通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件(条約第一五号) 外務委員会 付託
一、昨九日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(送料別)
発行所 東京新聞局
大蔵省印刷局
電話 九段 五丁 五
電報 東京 一九〇〇
郵便 東京 一九〇〇